

岩手大学大学院連合農学研究科専任の教員の選考に関する申合せ

岩手大学大学院連合農学研究科専任の教員（以下「専任教員」という。）の選考は、「岩手大学大学院連合農学研究科専任の教員の選考に関する内規」に定めるもののほか、この申合せにより行う。

1 選考を開始する時期

欠員となる予定期日の10か月前とする。ただし、辞職・死亡等によりこれにより難しいときは、事由発生の直近の期日とする。

2 専任教員候補者の資格

専任教員に任用となる日において、主指導教員として学生の教育・研究指導を担当する資格を有する者とする。

3 専任教員候補適任者の推薦

連合農学研究科長は、岩手大学の総合科学研究科長、弘前大学の農学生命科学研究科長及び地域共創科学研究科長、山形大学の農学研究科長に専任教員候補適任者の推薦を依頼するものとする。

4 専任教員選考委員会の設置

連合農学研究科長及び岩手大学大学院連合農学研究科教授会規則第2条第3号及び第4号に規定する者をもって専任教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、委員長は連合農学研究科長をもって充てる。

5 専任教員候補者の資格審査及び選考

選考委員会は、専任教員候補者の資格審査及び選考を行い、連合農学研究科教授会に報告するものとする。

6 専任教員候補者の決定

連合農学研究科教授会は、選考委員会からの報告に基づき審議し、専任教員候補者を決定するものとする。

7 専任教員候補者にかかる岩手大学農学部との調整

連合農学研究科長は、専任教員就任後の学部及び修士課程の教育研究へのかかわり方並びに専任教員の研究遂行に関する関係講座等との協力関係の樹立を図るため、岩手大学農学部長に学部での調整を依頼するものとする。

附 則

この申合せは、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和2（2020）年4月1日から施行する。